

社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
居宅介護支援事業 重要事項説明書

居宅介護支援のサービスの提供にあたり、厚生労働省令第 38 号第 4 条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 本会が提供するサービスについての相談窓口

電 話 番 号	0 8 3 - 9 5 2 - 1 3 5 5 (2 4 時 間 電 話 対 応)
担 当	有井由香理、中村大悟、青木玲美、金子徳子 あなたの担当者は、_____です。入院等された場合は、 病院、診療所に担当者の氏名、連絡先をお伝えください。

2. 山口市社会福祉協議会あとう居宅介護支援事業所の概要

法 人 名	社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
代 表 者 名	会長 徳永 雅典
事 業 所 名	山口市社会福祉協議会 あとう居宅介護支援事業所
所 在 地	山口市阿東地福上 1 6 9 7 番地
介護保険指定番号	3 5 7 0 3 0 1 7 7 4
その他の介護保険 指 定 事 業 所	訪問介護 (3 5 7 0 3 0 1 7 5 8) 訪問看護 (3 5 6 0 3 9 0 1 9 1)
通常の事業実施地域	山口市 (旧阿東町)

(1) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	備考
管 理 者	主任介護支援専門員	1 名		1 名	
介護支援専門員	介護支援専門員	4 名		4 名	うち 3 人主任介護支援専門員
事 務 員		1 名		1 名	兼務

(2) 職員の職務内容

従業員の職種	職務内容
管理者	介護支援専門員その他の従事者の管理、指導や、本事業の業務統括を行う。
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成及び関係機関との連絡調整を行う。
事務員	必要な事務を行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (但し、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

3. 事業の目的と運営の方針

目的	山口市社会福祉協議会の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮し努めるものとする。3. 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の事業者に不当に偏することの無いよう公正、中立に行うものとする。なお、当事業所の居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び各サービスごとの同一事業者によって提供された割合は別紙の通りである。

4. 居宅介護支援のサービスの概要

サービスの種類	居宅介護支援
要介護認定の申請代行	利用者の希望により要介護認定の申請・変更を代行します。
サービスの計画の立案	利用者の希望に沿って適切な居宅サービス計画を作成し、介護サービスが確保されるようにします。
情報提供	利用者のサービス利用について、適切に選択できるように情報提供をします。
連絡調整	関連機関との連絡調整等の便宜を図ります。

利用者は、居宅サービス計画作成にあたり、介護支援専門員から複数のサービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置づけたサービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

5. 利用料について

居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、自己負担が発生することがあります。

6. 緊急時の対応方法について

サービスの利用中において、救急の事態が発生した場合は、利用者の主治医または、最寄りの医療機関へ応援を要請するか緊急通報をします。

7. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族、その他関係先に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	賠償保険（社協の保険）
補償の概要	対人対物賠償 3,000万円

8. 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や自然災害が発生した場合であっても、居宅介護支援サービスを継続的に提供するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該計画（BCP）に従い、必要な措置を講じます。

- （1）職員に対して、業務継続計画について周知を図ります。
- （2）定期的な研修及び訓練を年1回以上実施します。
- （3）定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症が発生又はまん延しないように、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- （1）感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- （2）感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催します。
- （3）定期的な研修及び訓練を年1回以上実施します。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、次の掲げる通り必要な措置を講じます。

- （1）虐待に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護・障がいサービス課長 有富 隆史
-------------	--------------------

- （2）虐待防止のための指針を整備します。
- （3）虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図ります
- （4）成年後見制度の利用を支援します。
- （5）職員に対して虐待防止のための研修を計画的に年1回以上実施します。
- （6）職員または養護者等による虐待又は虐待が疑われる場合は、再発防止策を講じるとともに市町に報告又は通報します。

11. ハラスメント対策

事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組むとともに、利用者、家族等からのハラスメントに対して、必要な措置を講じます。

- （1）職場内におけるハラスメント防止対策の周知、啓発を行います。
- （2）ハラスメントの相談窓口を設置します。
- （3）職場において当該事案が発生した場合は、マニュアル等を基に対応し、再発防止に努めます。
- （4）職員に対して利用者又はその家族等から当該事案が行われた場合は、

関係機関への連絡・相談、解約等の必要な措置を講じます。

1 2. 介護保険事業の各種相談窓口

(1) 本事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情窓口

担 当	山口市社会福祉協議会 阿東出張所
担 当 者	出張所長 道中 知
電 話 番 号	0 8 3 - 0 5 2 - 0 2 9 4

(2) 第三者委員

本事業所では苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、「第三者委員」を設置しています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできますので、その際は上記苦情受付担当者にお問合せください。

第 三 者 委 員	米本 律子 (学識経験者)
	橋本 昌代 (学識経験者)
	原 ユリ子 (学識経験者)
	上野 和昭 (学識経験者)

(3) その他の相談・苦情窓口

山口市役所 (介護保険課)	電話：0 8 3 - 9 3 4 - 2 7 9 5
国保連合会 (苦情相談班)	電話：0 8 3 - 9 9 5 - 1 0 1 0

1 3. 本会の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	会 長 徳永 雅典
本 所 所 在 地	山口市上堅小路89番地1
電 話 番 号	0 8 3 - 9 3 4 - 3 5 3 8
F A X 番 号	0 8 3 - 9 2 8 - 3 0 7 3

居宅介護支援事業の契約締結にあたり、職員(氏名:)
から、本書面により重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(署名代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____